

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

### 3 環境アセスメント条例制定直接請求運動

#### 鈴木知事による美濃部案の撤回

七九年一〇月一八日、鈴木東京都知事は、都議会都市計画公害委員会で、美濃部前知事が提案していた東京都環境影響評価(アセスメント)条例案を撤回し、新条例案を提案する意向を表明した。提案されていた条例案は、七八年九月に美濃部前知事が「環境行政の集大成」として都議会に提案していたもので、(1)手続きの各段階で住民参加を保障していること、(2)事前評価書の作成を第三者機関=評価委員会にゆだね、大幅な権限をもたせていること、(3)対象事業を広く指定していることなどの特徴を有していた。しかし、都議会第一党の自民党が、「公共事業の遅れをもたらす。国や近隣県との整合性がとれない」と反対し、公明党、新自由クラブは慎重審議を主張し、四回にわたり継続審議となっていた。

この条例案の撤回にたいして、都知事の付属機関である都公害監視委員会(会長、清水義汎明大教授)は、一一月二八日、「鈴木和事の判断によって都環境影響条例案が撤回されたことは、多くの都民に失望と不信の念を抱かせた」とし、「監視委員会は、条例案の撤回を白紙に戻すことを希望するが、それが不可能な場合は、撤回した原案の精神をそこなうことなく再提案にいたる過程で改正点の重要事項について諮詢するよう求める」という異例の緊急要請書を知事に提出した。しかし、翌三〇日、都知事は、条例案の検討は東京都アセスメント制度検討委員会に諮詢してあることなどを理由に、監視委員会の要請を拒否した。

#### アセス直接請求をすすめる会の結成

アセスメント条例美濃部案の撤回後、公害反対住民組織などの間に、それをそのまま直接請求でよみがえらそうという動きが出ていたが、八〇年一月二五日、反公害、自然保護団体、婦人団体、学者、文化人などが集まり、「環境破壊をストップさせるアセスメント条例直接請求運動をすすめる会」(略称・アセス直接請求をすすめる会)を結成し、三月一日より署名運動を開始し、二カ月間で条例制定請求に必要な有権者の五〇分の一(約一七万人)の署名を集めることを決めた。同日、同会を代表するかたちで、青地晨、淡路剛久、沢地久枝、寺田かつ子、野村カツ、丸岡秀子、吉武輝子など学者・文化人二八名が連名で、都民へのアピールを発表した。

#### 直接請求と労働組合の活動

直接請求をすすめる会は、東京都内に在住・在勤する個人によって構成され、会の目的に賛同する団体と協力して、署名をとる人=「受任者」の登録(目標一万人)、職場・地域での受任者の学習会・集会の開催、署名活動などを展開していった。すすめる会の協力団体としてもっとも中心的に活動を展開したのは、東京地評とその傘下の五五単産および各地区労であった。東京地評の「直接請求運動(実施要綱)」(八〇年二月)は、運動の目的を「都民の生命と健康・子供たちの未来の環境を

守るため、『東京都環境影響評価に関する条例』を、地方自治法七四条にもとづく直接請求権行使して都議会に上程し、成立を図ろうとすること」であり、「多くの人々が受任者になって、地区の『すすめる会』に結集し、署名運動成功のために尽力していくその過程に、都政への参加と民主主義・住民自治の育成を期待しようとするもの」であるとしている。そして、「実施要綱」は、運動のなかで「労働者のはたす役割の重要性」としてつぎのように述べている。

### 【実施要綱(要旨)】

労働者・労働組合はつねに、その時々の民主主義運動のない手でなければなりませんが、この直接請求運動でも、もっとも積極的な推進力になっていく役割を課されています。東京地評はこの運動への参加にあたって、(1)国民春闘路線にたっての組合員の企業外要求にもとづく闘いであり、都市問題・生活環境改善の要求運動である。(2)住民参加の自治・民主主義を確立する運動である。(3)都民各層との連帯にたって開かれた労働組合運動である——と規定し、その役割の重要性を訴えています。

八〇国民春闘での各労働組合固有の要求や運動と併行して、この運動の成功を期すことが必要となってきます。八〇春闘を地域春闘として、東京独自のたたかいを進め、いわば天王山として、このアセス直接請求運動が展開されることを組合員の討議の中で理解を深めていただきたいと存じます。

### 直接請求アセス条例案の強行否決

六〇日の署名期間中に、直接請求に必要な一七万名を大幅に上回る三六万六五八二名の署名が集められ、五月七日都選管に提出された。「『国のアセスメント法制定——これに準じた独自の鈴木条例案提出』の図式を描き、政府、自民党に同法案の早期国会提出を働きかけてきた」(朝日新聞八〇年五月一七日付)鈴木都知事は、国の法案がいまだまとまらず提出されていない段階で、自らが一度撤回した法案をふたたび都議会に上程しなければならないという「苦境」に立たされた。こうした事態に対応して五月二〇日、土屋環境庁長官は、関係閣僚会議でまとめた環境アセスメント法案を閣議に提示し、「政府としての法案のとりまとめは終わった」と発言し、それが了承され、「この閣議了承で『政府案』として“認知”されたことになり、今後、地方自治体を指導する場合のモデルとして活用される」(朝日新聞八〇年五月二〇日夕刊)こととなった。

通常、法案は、与党である自民党の了承を得たあと、閣議決定して国会に提出されるという手順をふんでおり、「閣議了承」という形式をとるのはきわめて異例なことであった。この土屋環境庁長官の措置にたいして、直接請求運動をすすめる会は、翌五月二一日、「三重の意味での民主主義への裏切り行為であり、古今に例をみない暴挙」であるとし抗議文を提出した。

署名簿は、六月一三日鈴木都知事に手渡され(有効署名数三二万二〇〇〇)七月四日より都議会都市計画公害委員会で審議された、しかし、一年余りにわたり審議したうえで都知事が撤回したものと一字一句同じ条例案を審議する必要はないとして、早期採決を主張する自民党、公明党、新自由クラブと慎重審議を主張する社会党、共産党とが激しく対立した。翌七月五日、社会党委員の直接請求の代表者を参考人として呼び事情を聴くべきであるという動議にたいし、自民党委員は質疑打ち切り動議を提出し、強行しようとした。その後、委員会室の外にいた傍聴希望者らが室内に入り、そのため審議不能となり、審議は一時中断、休憩に入った。ところが、その後、一般傍聴人の入室を禁止したまま、社会、共産両委員の退席のなかで審議が再開され、条例案は、「強行否決」された。そして七月八日、条例案は、一般傍聴を議員の紹介ある者だけに制限した本会議で否決され

た(賛成は共産党の一〇名、反対は自民、公明、民社、新自由クラブの八八名、社会党は退席)。

なお、東京アセスメント制度検討委員会は、七月二三日、鈴木都知事に条例案を答申した。条例案は、第三者機関である評価委員会に住民代表を参加させない、予測を事業者自身がおこなうなど、否決された条例案に比べ、いちじるしく“後退”した内容になっているが、直接請求運動をすすめてきた、公害反対・自然保護団体・労働組合などのこれにたいする対応が注目されている。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\* \* \* \* 年 \* \* 月 \* \* 日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---